

北海道北見市職員措置請求（住民監査請求）監査結果

第1 監査の請求

1 請求人

< 省 略 >

2 請求の提出

平成21年12月7日

3 請求の受理

本件請求については、地方自治法（以下「法」という。）第242条に規定する要件を備えているものと認め、平成21年12月22日これを受理した。

4 請求の要旨

請求人の請求は、「北見市自治区設置条例（以下「本件条例」という。）第9条第2項は、副市長を常勤の職員である自治区長に充て兼職させている。本件条例は法第166条第2項に違反しているものであり、兼職によりその身分を失った副市長へ給与及び退職手当（以下「給与等」という。）を支給することは、違法な公金の支出に該当する。よって、市長が副市長に給与等を不当支出していることを究明の上、自治区長職相当の給与支出ができるよう是正するとともに、副市長が得た不当利得を返還させるために必要な措置を講ずることを求める。」というものである。

第2 監査の実施

1 監査対象事項

副市長に対する給与等の支出が、法第242条第1項に規定する違法な公金の支出に該当するか否かを監査の対象事項とした。

また、法第242条第2項の規定により、請求書が提出された平成21年12月7日から過去1年間に支出された給与等を監査対象とし、それ以外については監査の対象から除外した。

なお、法第242条第1項に規定する住民監査請求の対象は、財務会計上の行為又は怠る事実に限られることから、本件条例の違法性の有無については、監査の対象から除外した。

監査対象となる副市長の給与等

副市長 1 人に支出された給与等は次のとおりである。

(監査対象期間 H20.12.7～)

	支 払 年 月 日	金 額 (円)	内 容
1	平成 20 年 12 月 12 日	697,500	12 月給与
2	平成 20 年 12 月 19 日	1,925,100	期末手当
3	平成 21 年 1 月 9 日	△121,305	12 月給与 (日割り計算に伴う返還額)
4	平成 21 年 1 月 9 日	△79,140	寒冷地手当 (支給割合に伴う返還額)
5	平成 21 年 1 月 9 日	11,625,000	退職手当

2 監査対象部

企画財政部及び総務部

3 請求人による証拠の提出及び陳述

法第 2 4 2 条第 6 項の規定に基づく請求人による証拠の提出及び陳述を、平成 2 1 年 1 2 月 2 8 日に実施した。

4 監査の方法

監査を実施するに当たっては、監査の対象となる事項について、関係書類等の提出を求め調査するとともに、監査対象部の職員に出席を求め事情を聴取した。

第 3 監査の結果

(1) 法第 1 9 9 条第 1 項の規定によると、監査委員の職務権限は「財務に関する事務の執行」及び「経営に係る事業の管理」の監査とされている。この「財務に関する事務の執行」とは、予算の執行、収入、支出、契約、現金及び有価証券の出納保管、財産管理等の事務の執行を包含するものと解されており、公金の支出に関しては、支出負担行為及び支出命令等の具体的な財務会計上の行為は対象となるが、その財務会計上の行為の根拠である条例そのものは監査の対象とならないと解される。このため、法第 2 4 2 条第 1 項に規定する住民監査請求の対象についても、具体的な財務会計上の行為に限られ、条例そのものは含まれないと解されていることから、本件条例の違法性の有無については監査の対象から除外した。

(2) 副市長に支給した給与等の支出については、北見市特別職の職員の給与

に関する条例、北見市特別職の職員の退職手当に関する条例及び北見市財務規則に基づき適正に処理されていた。

- (3) 以上のことから、副市長に対する給与等の支出が違法な公金の支出に該当するとの請求人の主張については、理由がないものと判断する。

第4 意見

- (1) 北見市の自治区制度は、合併協議に基づき独自の方式として設置されたものである。その根拠となる北見市自治区設置条例では、自治区長の職の位置づけについて、身分に関することや支給される給料などの詳細が条例上必ずしも明確でないことから、自治区制度を所期の目的に沿って分かりやすいものとするため、また、市民への説明責任を果たす上からも、条例の整備を図るよう望むものである。
- (2) 厳しい社会経済情勢のもと、北見市においても行政課題が山積している状況にあることから、自治区設置の趣旨を踏まえ、円滑な市政の推進を図るため、自治区長に充てることとなっている副市長の選任を速やかに行い、執行体制を確立するよう望むものである。